

# 鉛製給水管布設替え工事費 補助金制度のご案内



## 1 補助金制度について

給水装置にある鉛製給水管の取り替え工事に対し、一定の要件を満たす場合に、取り替え工事の内容に応じて、工事費の一部を補助する制度です。

## 2 補助金の対象となる取り替え工事

次の①、②全てに該当する工事が対象となります。

- ① 以下のどちらかの工事であること
  - (1)分岐口径や水道メーターの増径を伴わない工事であること
  - (2)分岐口径や水道メーターの増径を伴うが、増径後の口径が20mm以下の工事であること
- ② 取り替え工事の施工後に鉛製給水管が残っていないこと

## 3 補助金を受け取ることができる方

次の①～③全てに該当する方が対象となります。

- ① 個人及び法人(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く)であること
- ② 上下水道局の承認を受けている工事(軽微な修繕工事を除く)であること
- ③ 水道料金を滞納していないこと

## 4 補助金の交付額

補助金の交付額は、工事金額(工事見積額又は上下水道局査定額)の10分の8に相当する額で限度額は40万円です。ただし、舗装や工作物に係る経費は補助金の対象外です。

## 5 補助金の申請手続き

鉛製給水管の取り替え工事をお考えの場合は、**お近くの盛岡市指定給水装置工事事業者へご相談ください。**盛岡市指定給水装置工事事業者が代行して申請手続きを行います。

※盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」内下段の『お客さまへ』→ ページ右下『盛岡市指定給水装置工事事業者』に、地域ごとの業者一覧を掲載しております。



【お問い合わせ・ご相談先】

- 盛岡市上下水道局給排水課サービス係  
[TEL] 019-623-1423
- 盛岡市上下水道局ホームページ「みずの輪」  
[URL] <https://www.morioka-water.jp>